



福岡医発第2058号(地)

平成23年12月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について

地方衛生研究所が発送した運搬途中の赤痢アメーバの疑いのある検体の入った容器が破裂し、検体が飛散した事案が発生したことから、厚生労働省より、運搬容器に冷却剤としてドライアイスを使用する場合の留意事項や適正な取扱い等、再発防止の徹底について示された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の事例の原因は、冷却剤に使用したドライアスを密閉容器内に入れた結果、ドライアイスが気化し、内圧が高まって容器が破裂したと解されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ173)

平成23年11月10日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について

今般、地方衛生研究所が発送した運搬途中の赤痢アメーバの疑いのある検体の入った容器が破裂し、検体が飛散した事案が発生しました。

原因は冷却剤に使用したドライアイスを密閉容器内に入れた結果、ドライアイスが気化し、内圧が高まって容器が破裂したと解されています。

このことを踏まえ、運搬容器に冷却剤としてドライアイスを使用する場合の留意事項や適正な取扱い等、再発防止の徹底について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長等宛通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

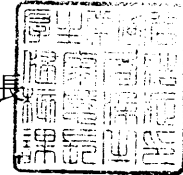
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発 1107 第 14 号
平成 23 年 11 月 7 日

日本医師会 感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について（周知依頼）

平素より感染症対策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、地方衛生研究所が発送した運搬途中の赤痢アメーバの疑いのある検体の入った容器が破裂し、検体が飛散した事案が発生したところですが、このようなことは本来あってはならないものです。

容器の破裂の原因は、冷却剤に使用したドライアイスを密閉容器内に入れた結果、ドライアイスが気化し、内圧が高まって容器が破裂したと解されています。

これを踏まえ、別添写しのとおり再発防止の徹底について通知しましたので、ご了解願いますとともに、貴下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。



健感発 1107 第 8 号

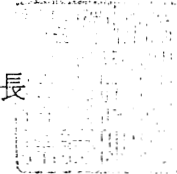
平成 23 年 11 月 7 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について

今般、地方衛生研究所が発送した運搬途中の赤痢アメーバの疑いのある検体の入った容器が破裂し、検体が飛散した事案が発生したところであるが、このようなことは本来あってはならないものである。

容器の破裂の原因は、冷却剤に使用したドライアイスを密閉容器内に入れた結果、ドライアイスが気化し、内圧が高まって容器が破裂したと解されている。

ついては、衛生研究所等、貴下管轄の感染症の病原体等の取扱い施設に対し、下記事項について周知徹底し、同様の事例が発生することのないよう、厳にその対応に万全を期されたい。

記

- 1 運搬容器に冷却剤としてドライアイスを使用する場合には、次の事項を含め、その適正な取扱いを徹底する。
 - ① ドライアイスは、1次容器（検体を入れる容器）及び2次容器（密閉容器）内に入れてはならないこと。
 - ② ドライアイスを入れる3次容器（外装容器）又はオーバーパックは、気化したガスが放散されるものを用いること。
 - ③ 包装物の表面には、ドライアイスを使用している旨を表示すること。この場合、世界保健機関（WHO）から出されている「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示された二酸化炭素（ドライアイス）（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付すること。
- 2 運搬容器及び運搬方法等に関しての必要な教育訓練を行う。
- 3 搬送する検体の包装の確認等、運搬時の取扱手順を再点検し、安全管理規程等の見直しを行う。